

新制度下における計算書類等作成に係る主な論点 及び検討の視点

1. 公益法人が作成する財産目録等の作成上の留意点等

《検討の視点》

- ・ 一般社団・財団法人法及び施行規則に基づき作成する計算書類では足りない財務情報を把握するため、どのように記載させるか。
- ・ 公益法人認定法でのみ規定している計算関係書類はどのような記載内容とするか。

2. 移行法人が作成する公益目的支出計画実施報告書の作成上の留意点等

《検討の視点》

- ・ 一般社団・財団法人法及び施行規則に基づき作成する計算書類では足りない財務情報を把握するため、どのように記載させるか。

3. 整備法60条の計算書類に記載させる内容等

《検討の視点》

- ・ 整備法111条(121条3項で準用する場合を含む)により一般社団・財団法人法に基づいて作成したものとみなされる書類であることとの関連性。
- ・ 移行認定及び移行認可申請における添付書類との役割分担。

4. 新制度下における会計基準の在り方等

《検討の視点》

- ・ 会計基準の法令上・制度上の位置付け。
- ・ 公益法人が作成する計算書類において追加的に記載が必要な事項の取扱い。
- ・ 移行法人が作成する計算書類において追加的に記載が必要な事項及び不要な事項の取扱い。
- ・ 法人法上では必要とならない書類(収支予算書、キャッシュ・フロー計算書)の取扱い。
- ・ 附属明細書の取扱い。

以上